また、酒田市長を会長とする日本海沿岸東北自動車道建設促進庄内地区期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　山形県鶴岡市役所

○国土交通省告示第八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の三十二において準用する第二十六条の十一の規定により、経営状況分析の業務の廃止の届出があったので、同法第二十七条の三十二において準用する第二十六条の二十一第三号の規定により、公示する。

平成二十三年一月六日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　業務を廃止する登録経営状況分析機関の氏名又は名称　株式会社経営分析センター

二　業務を廃止する者の登録番号　17

三　業務を廃止する者の住所　北海道札幌市東区北六条東二丁目3番1号

四　廃止する経営状況分析の業務の範囲　経営状況分析の業務の全部

五　廃止する年月日　平成二十二年十二月十五日

○国土交通省告示第九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年一月六日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　鍋底谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十三号を順次結んだ線及び標柱一号と三十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県伊佐市菱刈田中字鍋

一四五三番一　一号及び六号から九号まで

一四五三番二　二号から五号まで

一四五四番一　十号から三十三号まで

○国土交通省告示第十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年一月六日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　砂出川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

三重県桑名市大字志知字東山

二八四八番八　一号及び八号

二八四九番　二号及び三号

二八四八番六　四号

二八四八番　五号及び六号

二八四八番一　七号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　奥西谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうちその接している区間の道路敷

三重県熊野市新鹿町字梅ノ谷

一九一四番

一九一六番

一九一八番

一九一九番一及び一九一九番二

一九二〇番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

三重県熊野市新鹿町

字一谷

一三二九番二　一号

一三三〇番一　二号

一三三一番一　七号

一三三一番二　八号

一八九八番二　三号及び六号

字梅ノ谷　一九一八番　四号及び五号

○国土交通省告示第十一号

指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）第十三条の五の規定により、同規則第十三条の二第三項第三号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十三条の十七第二号の規定により公示する。

平成二十三年一月六日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

○関東地方整備局告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十三年一月六日

関東地方整備局長　菊川　滋

別表の指定番号七の項確認検査の業務を行う事務所の所在地の欄中

「イ　柏本部　千葉県柏市東上町八番二十五号

ロ　千葉支店　千葉県千葉市中央区千葉港二番一号

ハ　大宮本部　埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目四百十二番地三

ニ　墨田支店　東京都墨田区吾妻橋二丁目十八番十六号

ホ　越谷支店　埼玉県越谷市南越谷四丁目十一番地一

ヘ　川越支店　埼玉県川越市旭町一丁目二十三番地十六

ト　国分寺支店　東京都国分寺市南町三丁目八番十四号

チ　船橋支店　千葉県船橋市葛飾町二丁目三百四十三番地

リ　大和支店　神奈川県大和市中央二丁目二番八号」

を

「イ　柏本部　千葉県柏市東上町八番二十五号

ロ　千葉支店　千葉県千葉市中央区千葉港二番一号

ハ　大宮本部　埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目四百十二番地三

ニ　秋葉原支店　東京都千代田区神田須田町一丁目二十一番5号

ホ　越谷支店　埼玉県越谷市南越谷四丁目十一番地一

ヘ　川越支店　埼玉県川越市旭町一丁目二十三番地十六

ト　国分寺支店　東京都国分寺市南町三丁目八番十四号

チ　船橋支店　千葉県船橋市葛飾町二丁目三百四十三番地

リ　大和支店　神奈川県大和市中央二丁目二番八号」

に改める。

○九州地方整備局告示第二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月六日

九州地方整備局長　岡本　博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百一号	福岡県田川郡糸田町字和田雑餉塚一六二番一八から田川市大字弓削田三八〇七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年一月六日